

三島駅西街区訴訟
最高裁が上告棄却

確認を求めた上告審で、最高裁は9日までに上告を棄却する決定をした。8日付。原告側の訴えを「不適法」とした一、二審の判決が確定した。

原告側は市が公社から事業地を買い取つて隣接地と一括売却すれば利益を得られたにもかかわらず、買い取り請求権の行使を怠つたため安価で取引されたなどと主張していた。一方、一、二審判決は本件の買い取り請求権が地方自治法上の「財産には当たらず、財産管理を怠る事実の違法確認を提起する要件を満たさないと判断した。

最高裁は原告側の上告理由について「單なる法令違反を主張するもので、上告の規定に該当しない」とした。渡辺代表は「市民の疑惑に答えてもらはず残念」と語った。市は「最

令和2年(2020年)12月10日(木曜日)

争議

八五八

三五八

星月